

## ◇泉 美 和 子 君

○議長（高橋 猛君） 9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。通告に従い三つの問題について、一般質問いたします。

初めに、子供の医療費無料化についてお伺いいたします。

秋田県が小学生まで無料化を拡大することに伴い、町でも実施を決めました。これは、新たな拡大であり、お母さんたちの願いにこたえたものです。子育て中のお母さんたちからも喜びの声が上がっております。県の制度は、今回緩和したとはいえ、所得制限も残り、そして自己負担も廃止をしません。町では実施するに当たり、所得制限は廃止しますが、限度額1,000円の自己負担は残ると、県制度どおりと伺っております。全国的には所得制限や自己負担なしで中学生まで無料化が進んでおり、県内でも今回の県の拡大を契機に、北秋田市や小坂町のように中学生まで拡大する自治体も出ています。三種町でも中学生まで完全無料化が新年度予算に盛り込まれたと聞いております。町の子育て支援策として、自己負担をなくして完全無料化を求めるものですが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、介護保険について質問いたします。

第5期の65歳以上の介護保険料が、基準額で現行より月1,300円値上げされ5,880円になることが決まりました。これは過去最高の値上げ幅であり、介護保険発足当時の保険料の2.2倍です。わずか12年の間に2倍以上にはね上がる保険料というのはいかがなものか、大変な高騰ぶりだと思います。景気悪化のもと、生活必需品の上昇や年金の引き下げなどで住民の生活は厳しくなる一方です。この先どうやって暮らしていくのか、こういう悲鳴にも近い声が上がっております。こうした中での値上げはさらなる負担増を招くものであり、高齢者の願いに逆行するものです。これまで負担軽減を求めてきましたが、今回どのような対応をされたのかお伺いいたします。

国は当初、家族介護を解決、社会全体で介護を支えるために介護保険制度を導入するとうたっていました。それにもかかわらず、親の介護のための介護離職、高齢の配偶者や子が高齢者を介護する老々介護などが常態化しています。介護保険導入後の10年で介護心中は400件起きており、深刻な事態がますます広がっています。2011年、昨年8月分の介護保険事業状況報告によりますと、高齢者2,900万人のうち介護保険サービスを利用しているのは417万6,000人であり、14%にすぎません。介護が必要と認定されながらサービスを利用していない人は83万人に上っています。

多くの高齢者が、介護の必要性ではなく、重い利用料負担によって幾ら払えるかで受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況になっています。特養ホームに入所を申し込みながら待機している人は42万人に上り、どこでも入所まで二、三年待ちが当たり前になっています。保険あって介護なしの状態を根本的に変えて、だれもが使いやすい制度にすることが切実に求められていると考えるものです。

社会全体で支える制度ということで発足しましたが、改定するたびに保険料が上がり、サービスは制限され、そしてわずかな年金からも保険料が天引きされるというこの介護保険制度は、高齢者に対する福祉の心とはほど遠い制度だと思えますが、町長はどのように認識されているのかお伺いいたします。大曲仙北管内では、この間ショートステイや有料老人ホーム、デイサービスセンター、グループホームの進出ラッシュ、特養ホームの増床など、どこも施設は満杯と聞いています。また、これらの施設、ショートステイやグループホーム、有料老人ホームは特養施設への入所待ちとしての代替施設として利用されているとも伺っています。施設から在宅へ、病院から在宅へとするたび重なる介護保険法改定のねらいは通用せず、施設需要は高まる一方です。高齢者の増加に伴い、要介護者の増加は抑えようのないことであり、介護費用の財源は現在の国庫負担を減らすのでは到底対応することは難しく、国の負担率を大幅にふやす以外解決できない問題であると考えます。高騰し続ける介護保険料、膨らむ介護費用の現状で将来とも安心して必要な介護を受けられるため、介護保険制度と高齢者福祉のあり方について町長はどのようにお考えかお伺いいたします。

最後に、中学校の武道必修化について質問いたします。

ことし4月から、中学校の体育の授業で、柔道、剣道、相撲の中から一つを選んだ武道の必修化が始まりますが、目前にして、保護者や学校現場から不安の声が上がっています。とりわけ、柔道において重大な事故が続いているからです。文科省の外郭団体である日本スポーツ振興センターが毎年発行する学校管理下の死亡、障害事例と事故防止の留意点の過去28年間分を名古屋大学の内田良准教授が分析をしました。それによると、柔道では114人が死亡し、275人が重い障害を負う事故が続いてきたことがわかりました。最近10年間の中学校部活動における死亡確率も柔道が飛び抜けて高いことが判明しています。

必修化を前に各地で講習会が開かれているようですが、全く柔道に縁がなかった先生たちは、事故が起きないように教えられるのか不安は隠せないようです。文科省が安全対策を確立していない状況で、地域によっては乱取りを禁止したり、ヘッドギアなどを配備する独自の対策をとる動きも出ているとのこと。必修化の前提に、何より安全性の確保であり、そのためこれまで

の事故を医学的に解明し再発防止策を立てること、指導者研修を行うことがとりわけ重要です。文科省は武道必修化の延期を含め、安全確保を最優先に考えるべきだと思います。

そこで伺いますが、当町の現状と対策を伺います。どの武道を選択するのか、またこの武道必修化に対する教育長の見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。初めに町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、子供の医療費無料化についてですが、現在のところ県からは、福祉医療制度の対象を小学生まで拡充すること。所得制限は児童手当の基準460万円とすること。助成内容は未就学児と同様、入院、通院ともに窓口負担額の半額を助成し、自己負担額の上限は1レセプト当たり1,000円とすること。ただしゼロ歳児及び市町村民税所得割非課税世帯は自己負担なしとすること。実施時期は平成24年8月からとすること。という内容以上の詳細は伝えられていない状況です。

こうした中、町としては、県議会において予算が議決されることを前提に、できる範囲で子育て環境を充実する観点で、当初予算案に所要の経費を計上しているところです。予算案計上に当たっては、このたびの制度拡充に係る県の全市町村への意向調査の実施など検討経緯を考慮するとともに、子育てに係る美郷町の各般の施策状況や合併に伴う地方交付税の一本算定の実施など、町の歳入見通しなどを考慮し、どう対応するのが妥当か思慮しましたが、その結果として、未就学児については従前と同じとしながら、拡充される小学生については、町の子育て支援策の基本的考え方のもと、所得制限は撤廃することとし、それ以外は県の制度設計どおりの考え方で実施することで予算計上しております。

したがって、議員ご質問の自己負担をなくした完全無料化については、現在のところ考えておりませんので、どうかご理解をお願いいたします。なお、議員ご指摘のように、県内自治体には中学生まで拡大する自治体、あるいは小学生に自己負担を求めない自治体もあることは承知しておりますが、一方で、一定数の自治体は小学生のみならず、未就学児でも県の制度設計どおり自己負担を求めている自治体があるほか、中学生では半数以上の自治体で対象としない判断のようです。

また、子育て世代への町の支援策は、議員もご承知のとおり福祉医療だけではありません。幅広く、しかも特徴的な支援策を講じております。例えば、児童等の公式大会派遣費の全額補助や、課外活動並びに公式大会出場等への町有バス提供による保護者負担の軽減、あるいは全額町負担による芸術文化講演の鑑賞などは他自治体には余り例がありません。また、放課後児童クラブも

近隣自治体に比較して利用料を低額にするとともに、特別な支援を要する児童には支援員を配置するなど、多自治体より厚い支援を講じている取り組みもあります。議員には、今後縮小していく財源見通しの中、町として福祉医療の拡充にも取り組みながら、こうした特徴的な取り組みも引き続き頑張っていることに改めてご認識いただくとともに、お問い合わせ等があった場合にはご説明していただければ幸いに存じます。

次に、介護保険についてですが、議員のご質問にありました負担軽減とは次期介護保険事業計画期間中の介護保険料の軽減と考えますが、まずその介護保険料については、次期計画期間内における介護サービスの必要量とサービス供給に係る給付費、つまりは需要と供給の関係で決定されることは議員もご理解のとおりです。その決定に当たっては、医師会などの医療、保健、福祉、各分野の代表や事業者の代表、被保険者の代表を委員とする介護保険事業計画策定委員会が開催され、どの程度のサービス量が必要か、またどの種類のサービスを供給するのか、その結果どの程度の保険料にするのかなどについて議論することとなっており、当広域保険事務所においては、平成23年8月から平成24年1月にかけて計画策定委員会を開催し、本町の被保険者代表委員2名を含む18名で議論をしてきております。また、委員会に際しては本町の被保険者代表の方々には被保険者代表としての考えをお持ちいただいた上でご出席いただくよう、事前に介護保険制度の内容やサービス料と保険料水準との関係について十分に説明を行い出席していただいておりますが、その結果、2名の委員からは委員会の場において、サービス水準はこのままでよいので保険料を据え置いてもらいたい、あるいは保険料の高騰はかなり苦しいので、もう少し議論願いたい等の意見がありましたが、一方で他の委員からは保険料の引き上げに賛成する意見もあり、委員会としては保険料の引き上げはやむを得ないとの結論に達しております。また、町としても委員会とは別の構成市町の会議においてアンケート調査の状況を踏まえれば、保険料水準を少しでも抑えることができないかといった意見を述べておりますが、介護給付費の増加が著しく、広域保険者全としてはやむを得ないとの認識に至っております。

また、介護保険制度につきましては、議員ご指摘の内容について受けとめますが、要介護者に対応するために制度化されたものであり、保険料の高低をもって福祉のあり方について、あるいは心の是非について論ずることは別の次元のことと思いますし、またこの制度は国が仕組みを構築した保険制度ですので、町が制度に対して意見を述べることは差し控えさせていただきたいと思っております。

また、介護保険制度と高齢者福祉のあり方については、議員ご指摘の国の負担率の向上について議論があるところであり、町としても県町村会の一員として国の負担の向上について要望して

いるところであるのですが、国としてその要望を具体的なものにしていない状況にあります。こうした中、町では平成24年度から26年度までの高齢者福祉の方向性を位置づける高齢者福祉計画を策定しているところですが、多くの高齢者が望んでいる介護者に負担の少ない在宅介護をできる限り可能とするよう介護保険での既存サービスを複合的に利用し、例えば本人の状態に合わせて通いを中心にホームヘルパーによる訪問や、場合によっては泊まりも柔軟に組み合わせたサービスを提供する、小規模多機能型居宅介護事業などを推進するとともに、栄養バランスのとれた食事の提供にあわせて安否確認も行う配食事業や、それ以外の高齢者福祉サービスを組み合わせて行い、受益と負担のバランス、あるいは制度、事業間の役割分担を基本認識としながら、個人の希望する生活スタイルに少しでも近づける介護保険と高齢者福祉サービスのありようについて、今後も模索を続けるべきではないかと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） 中学校の武道の必修化についてお答え申し上げます。

平成18年に改正された教育基本法において、伝統と文化の尊重や郷土愛をはぐくむことなどが示されたことを受け、ご指摘のように来年度から完全実施される中学校指導要領では、中学校1、2年生体育の授業において武道が必修となっております。

以下の答弁は、授業に関してのお答えであることをお断り申し上げます。

町内3中学校においては武道が必修になることを受け、3中学校すべてで選択であった武道の中から諸条件を勘案し、男女ともに柔道を学校選択にし、体育の時間で取り組んできております。こうしたことから、町内3中学校では柔道指導のノウハウを十分持ち合わせており、現在のところ不安はないとの報告を受けております。ちなみに、秋田県内中学校の体育の授業における柔道の導入は、県内128校中123校、率にして96.1%の学校で実施されているのが現状です。町内3中学校においては、安全面を確保するために畳の上に投げ込みマットやソフトマットを敷いて取り組ませたり、型を中心とした指導を心がけたりしており、事故防止には特段の配慮をしております。また、事故の起因となっている技については、全員に取り組ませるということはなく、生徒の技能の段階を配慮した指導をしております。なお、体育教員の研修については、県保健体育課が安全対策として武道の実技講習会や協議会を開催しており、すべての中学校の体育教員が研修する体制となっております。当然のことながら、町内3中学校の体育指導者すべてが当該研修を受けております。統合中学校においても、このノウハウが引き継がれるよう指導してまいります。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 介護保険についての一つは、制度としてなかなか町独自では負担軽減というのは難しい制度であり、また利用が増えれば保険料にはね返っていくという、そういう制度の根本の矛盾の問題があるわけで、これが解決されない限りなかなか利用者の負担軽減というのはつながっていかないわけですが、これまでもいろいろ議論はしてきましたけれども、もう保険料の値上げ、こんなに大きく値上げされると、限界だと思うんですね、どこまでいくのかという。国はお金を出さない、そして利用者にどんどん負担を強いるような仕組みになっているものですから、そうなんですけれども、こういう制度の中で仕方ないこととはいえ、やはり住民の暮らしを守っていく自治体の長として、これまでも国の方にはもちろん要望して努力されているわけですが、自治体の首長としてもなかなか限界を感じるのではないかと、そのような町長の気持ちといいますか、お考えといいますか、ちょっと理念的なんですけれども、こういう制度でもう大変だと、やはり国にもっともっと負担して頑張ってもらわなければ、みんな大変だよという町長の本音のところをぜひお聞かせいただきたいなど。そして、住民の気持ちと同じなんだよというようなことを、そういうことをお聞かせいただければなという、ちょっと理念的な質問だったとは思いますが、そういうこともちょっと聞かせていただきたいなと思います。

それで、国の制度なので、意見を差し控えるのはということでしたけれども、やはり何でもそうなんですけれども、国で決めることが私たち地方自治体の一番の末端で、一番実行するところなわけですね。だからやはり、国で決めたとはいえ、やはり私も絶対おかしいと思うとかね、そういうことを私は期待したわけです。そういうことをちょっとお聞かせいただければと思います。まず、誰もがこの制度の矛盾というところは感じていることだと思いますので。

あと、子供の医療費については、今後ぜひ他の動向なども見ながら、せっかく、やはり一番はこれも国が実施すべきことであり、県がまた統一できるような制度に今回ぜひしてほしかったとは思いますが、またこれも格差が出るような状況になってしまっていますので、これもぜひこれは町でも医療費ばかりでなく、いろんな子育て支援の施策をしているということは重々わかりますけれども、一番切実なところはやはり、お医者さんでお金を気にしないで、病気になったときすぐお医者さんに行けるといって、そういうことが大事だと思いますので、今後の完全無料化にぜひご検討いただきたいと思います。その点をお願いいたします。

あと、武道の問題、必修の問題ですけれども、今も十分取り組んでいらっしゃるということでしたけれども、統合になった場合に十分な教員の体制だとか、それから専門の指導の体制だとか、

こういう点が十分確保できるのかどうか、その点をお伺いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。初めに、町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

初めに介護保険の関係についてですが、住民の方々、とりわけ高齢者の方々の所得が伸びず、かつ年金給付水準が今国会等で議論されているような方向であることは十分に承知しておりますので、介護保険料が値上がりすることについて、住民が大変であるということについては十分に受けとめているつもりです。したがって、先ほど答弁で申しましたとおり、県町村会の一員として、国に対し介護保険料のありようについて国の対応を求めているところでありますので、そうした気持ちであるということにはぜひご理解をお願いしたいと思っております。しかしながら、法律に基づいて全国画一的に実施されている制度でありますので、立法府の責任の問題であります。町の首長といたしましては、そうした構造的な中で私どもが住民の方々の福祉を願い事業を展開しているという構図についても議員のご理解をお願いしたいというように思います。

それから、福祉医療につきましては、ご提案として受けとめさせていただきますが、先ほど答弁いたしました状況が現在の状況でありますので、今後の状況変化等を踏まえながら町としての考え方をその段階でまとめていくというふうなことに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 次に、教育長、自席でお願いします。

○教育長（後松順之助君） 指導者の安全指導研修の確保についてお答えいたします。

これまで町内3中学校で安全指導を施しておりましたが、そのノウハウを持ち寄ることによって、より安全、かつ確かな指導が確立できるものと心得ております。重々その対策を講じてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。これで9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。